

幸区社会福祉協議会ボランティアコーナーロッカー規約

利用対象

- 幸区社会福祉協議会の会員であって、区内でボランティアや当事者の活動等をしている団体・グループ。 ※個人での利用はできません。

利用期間

- 利用期間は1年（4月1日～3月31日）とします。更新できますが、応募多数の場合は抽選とします。

利用にあたって

- 1団体・グループにつき、1個のロッカーをお貸しします。
- 利用を希望する団体・グループは、事務局へ申請書を提出してください。
- 数に限りがあります。申請団体・グループが多数の場合は抽選とします。
- ロッカーの鍵は本会事務所で保管します。利用する際、1階窓口で受け取ってください。
- 鍵の閉め忘れによる物の紛失にあたっては、一切の責任を負いません。貴重品の保管はしないでください。
- 鍵の紛失や故意によるロッカーの破損にあたっては、実費を請求します。
- 臭気を発し周りの迷惑となるもの、ロッカーを傷めるもの、その他適さないと判断されるものは発見され次第、本会により開閉、処理することがあります。
- ロッカーの又貸しや鍵の保有・複製は、禁止です。発見次第、利用を停止し、鍵の交換代を請求します。
- 申請に虚偽があった場合や利用上のルールが守られない、または本会が適切な使用でないと判断したときは、年度途中であっても、使用を停止します。

ロッカーのサイズ

- 高さ395センチ×幅393センチ×奥行475センチ